

京情審答申第76号
平成23年12月28日

京都府教育委員会
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年5月10日付け3教職第397号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分について公開の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年12月6日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、平成22年12月20日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成23年2月3日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の番号1、2、4及び5の公文書部分公開決定処分並びに別紙2の番号3の公文書非公開（不存在）決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在）を送付した。
- 3 平成23年3月28日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙3に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成23年5月10日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。
- 5 平成23年10月14日、実施機関は、平成23年2月3日付けで行った本件処分のうち、別紙2の番号2に係る部分を変更し、公開するとの公文書公開決定を行い、異議申立人に通知した。
- 6 平成23年12月6日、実施機関は、本件申立に係る諮問のうち、別紙3の番号1に係る部分を取り下げた。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べて

いる主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員の採用は「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する。」という憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量、資質を有する志願者を選考し確保する行為である。教員の採用について、保護者・府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、「選考」によって行われている。「選考」とは、「一定の基準と手続」の下に、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」と身分保障（有資格者である志願者の立場の尊重）、公正・明朗・適切な選考・採用の実施の原則が遵守されなければならない。これを実証的に点検・吟味する上で、情報の公開が不可欠である。

2 本件処分について

実施機関から、「教育実践力テスト（二次）のテーマに関する情報」に係る公文書として、学校種別等を示す記載事項について公開されたところであるが、公開された内容は各校種・教科分ともに、外枠のみで表現した「内容のないもの」であった。当該情報については、平成22年2月10日付け京情審答申第71号で、京都府情報公開審査会からも「各年度において、教員採用試験の実施後には、教育実践力テストで使用した課題を公表できるような体制を早急に整えるように求める」旨が答申で示されたところであるが、「早急に」と求められた条件の整備を実施機関は今なお怠っている。

これまで採用選考試験で使用してきた課題については、既に受験者からの聞き取りなどによって多数の「発題内容」が集積されており、「全ての課題を公開する」ことを拒む根拠は既に希薄である。

「事務の適正な遂行に支障が生じる」と実施機関は主張するが「支障」については抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであり、決して名目的なものでは足りず、実質的な支障が明らかにされなければならない。

「課題の更新や差し替えが困難」と主張するが実施機関の怠慢という他ない。

課題の発問としての適・不適の検証、「例」に挙げられていない課題がどのように出題されているか、その適・不適などを府民的に検証する方途を塞ぐような実施機関の決定には同意できない。

第2次実践力テストの課題を全面公開することにより、受験者が幅

広くかつ深く学習し、受験者全体の実践力のレベルアップにつながり、結果的に京都府における教育実践の質が向上し、保護者や地域からの学校への信頼が高まるというメリットを考慮すべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員という職は、児童生徒の人格形成の過程に直接関わる重要な役割を担っており、その特殊性と職責を考慮し、本府においては従来から「人物重視」の選考を行ってきたところである。公開請求に係る平成23年度教員採用選考試験においても、多種多様な内容で試験を実施し、その結果を総合的に判定し、知識のみならず、人間性や社会性、専門性等、幅広い能力・適正を有する教員としてふさわしい人材を選考したところである。

2 本件処分について

教育実践力テストでは、原則各受験者ごとに異なった課題を出題しており、今後の試験において課題の更新や差し替えが困難であることから、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがあるため、部分公開決定を行ったものである。

なお、受験者間の不公平が生じないことが望ましいとする、平成22年2月10日付け京都府情報公開審査会の答申を踏まえ、今年度使用した課題の全てを府民総合案内相談センターにおいて配架し、広く閲覧に供しているところである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書

の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、条例第6条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

(1) 対象文書について

対象文書は、「平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について」である。

実施機関が非公開としたのは、「平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について」のうち、具体的課題を記載した部分（各見出し部分及び公開している課題を除く。）である。

(2) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、教育実践力テストでは、原則各受験者ごとに異なった課題を出題しており、今後の試験において課題の更新や差し替えが困難であることから、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがある旨主張した上で、「実施機関においては、受験者間の不公平が生じないようにするため、当該テスト中、受験者同士が接触する機会を無くし、受験者間で課題

が伝わらないようにするなど、実施方法について工夫することにより、各年度の試験で使用する課題数を減らすよう努めた上で、各年度において、教員採用選考試験の実施後には、教育実践力テストで使用した課題を公表できるような体制を早急に整えるように求める。」という、京都府情報公開審査会の答申（平成22年2月10日付け京情審答申第71号）を踏まえ、平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験の教育実践力テストでは、受験者同士が接触する機会を無くし、受験者間で課題が伝わらないような工夫を行い、使用する課題数を最小限に減らし、使用した問題を公開できる準備が整ったので、今年度使用した課題の全てを府民総合案内相談センターにおいて配架し、広く閲覧に供しているところである。

しかしながら、実施機関は平成22年度の採用試験で準備した課題の全てを現時点で公開すると、新たに相当数の新問を作成せざるを得ず、来年度の採用試験の遂行に支障が生じることから、来年度においてもこの課題を使用せざるを得ず、本件処分において非公開とした課題を公開すると受験者が事前に対策を立てることが可能となるため、受験者を適切に評価することができなくなり、教育実践力テストの事務の適正な遂行について支障があると主張するが、教育実践力テストの新問を作成できる仕組みを整えることにより、支障は生じないと判断されるため、条例第6条第5号に該当すると認められない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、別紙3の番号1に係る部分については、実施機関が諮問を取り下げたので、本審査会としては判断を下さない。

<別表>

公文書の件名	公開する部分
◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について（平成22年8月21日）	◇教育実践力テストの課題（案） （各見出し部分及び公開している課題を除く）

<別紙 1 >

平成22年度実施（平成23年度採用）に係る情報公開請求項目

- 1 専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委嘱に関する決裁文書などの情報
- 2 個人面接・集団面接の具体的な質問事例に関する情報
- 3 面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報（面接官の固有名詞は除く）
- 4 教育実践力テスト（二次）のテーマに関する情報
- 5 合否判定会議に提出された「平成23年度教員採用選考試験・判定資料」（1次、2次ごとの全校種・全教科・全職種に分）

<別紙 2 >

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部部の概要 求項目	該当請
1	<p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について（平成21年12月8日）</p> <p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について（平成22年4月14日）</p> <p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験委嘱予定者会議について（平成22年4月16日）</p>	部分公開	<p>◇伺いのうち、新規委嘱予定者の氏名及び学校名</p> <p>◇平成23年度教員採用選考試験問題作成担当者一覧のうち、担当者及び協力者の氏名</p> <p>◇平成23年度公立学校教員採用選考試験事務委嘱者一覧のうち、委嘱者氏名及び学校名</p> <p>◇平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議及び同会議次第のうち委嘱者氏名</p> <p>【条例第6条第5号該当】</p>	1
2	<p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について（平成22年7月12日）のうち、(案2)1次実施要領及び(案3)面接技法説明資料</p> <p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について（平成22年8月11日）のうち、(案3)面接質問例及び(案4)面接技法説明資料</p>	部分公開	<p>◇1次面接実施要領の面接における質問例の「4 教育公務員としての心構えと識見について」以降の質問例部分(各見出し部分を除く。)</p> <p>◇個人面接における質問例の「④教育公務員としての心構えと識見について」以降の質問例部分(各見出し部分を除く。)</p> <p>◇教育実践力テストにおける質問例における基本質問例(各見出し部分を除く。)</p> <p>【条例第6条第5号該当】</p>	2
3	面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報(面接官の固有名詞を除く。)	非公開 (不存在)		3
4	◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について(平成22年8月21日)	部分公開	<p>◇教育実践力テストの課題(案)(各見出し部分及び公開している課題を除く。)</p> <p>【条例第6条第5号該当】</p>	4

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部部の概要 求項目	該当請
5	◆平成23年度教員採用選考試験1次判定資料（平成22年8月2日）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> ◇第1次試験判定資料（高保体男）の合格者の「区分」欄 ◇第1次試験判定資料（高音楽）の合格者の「性別」欄 ◇第1次試験判定資料（高美術）の合格者の「性別」欄 <p>【条例第6条第1号該当】</p>	5
	◆平成23年度教員採用選考試験判定資料（平成22年9月3日）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> ◇判定資料（中・数学）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（中・音楽）の合格者の「性別」欄 ◇判定資料（中・美術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（中・技術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（中・英語）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（高・国語）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（高・数学）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（高・保体女）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・音楽）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・美術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・書道）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・英語）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（高・農業）の合格者の「性別」欄 ◇判定資料（高・工業）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・商業）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（特別支援）の合格者の「判定2次」欄 ◇判定資料（栄養教諭）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・保体スペシャリスト）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 <p>【条例第6条第1号該当】</p>	

<別紙3>

番号	公文書の件名	非公開部分の概要	公開しない理由
1	<p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について（平成22年7月12日）のうち、（案2）1次面接実施要領及び（案3）面接技法説明資料</p> <p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について（平成22年8月11日）のうち、（案3）面接質問例及び（案4）面接技法説明資料</p>	<p>◇1次面接実施要領の面接における質問例の「4 教育公務員としての心構えと識見について」以降の質問例部分（各見出し部分を除く。）</p> <p>◇個人面接における質問例の「④ 教育公務員としての心構えと識見について」以降の質問例部分（各見出し部分を除く。）</p> <p>◇教育実践力テストにおける質問例における基本質問例（各見出し部分を除く。）</p>	<p>試験に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（京都府情報公開条例第6条第5号該当）</p>
2	<p>◆平成23年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について（平成22年8月21日）</p>	<p>◇教育実践力テストの課題（案）（各見出し部分及び公開している課題を除く。）</p>	<p>試験に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（京都府情報公開条例第6条第5号該当）</p>

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 5月10日	諮問書の受理
平成23年 6月 3日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年 6月27日	異議申立人の意見書の受理
平成23年 9月28日	第1回審査会
平成23年10月19日	第2回審査会
平成23年11月15日	第3回審査会
平成23年12月26日	答 申